

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

素案

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用
※⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、非識別加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和

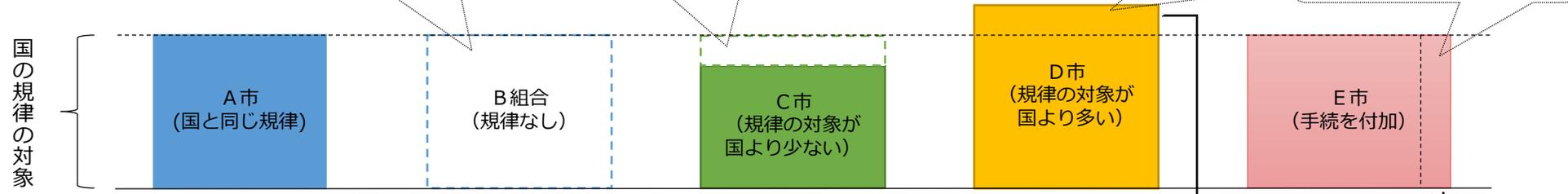
- 例) ・EUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定
- ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

<検討の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
- ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

手法	具体的内容	期待される効果
(1) 法律による規律の統一	<ul style="list-style-type: none"> 国は、法律で全国的な共通ルールを規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体間の規律の相違が解消される。
(2) ガイドライン等に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁は、その所管する事務に係る個人情報の取扱いのうち、全国統一的な運用が求められるものについて、ガイドライン等で考え方を提示する。 地方公共団体は、ガイドライン等に従って運用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置は法律の趣旨に沿ったものに収められる。
(3) 個人情報保護委員会への事前確認	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができる。 個人情報保護委員会は、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の規定内容の妥当性の確保が図られる。
(4) 個人情報保護委員会への届出制の創設	<ul style="list-style-type: none"> 独自の保護措置を条例で規定した地方公共団体は、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出る義務を負う。 個人情報保護委員会は、必要に応じて、指導・助言・勧告等の監督を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護委員会の下で条例の内容が一元的に把握され、条例の規定内容の是正の端緒となる。 届出内容が公表されることにより、条例の一覧性が高まり、関係者の利便性の向上につながる。
(5) 是正の要求等の国の関与	<ul style="list-style-type: none"> 国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる。 地方公共団体は、是正のための必要な措置を講じる義務を負う。 是正に関する争いは、国地方係争処理委員会、さらには裁判所によって判断される。 	<pre> graph TD A[国] -- "① 是正の要求等" --> B[地方公共団体] B -- "② 審査の申出 (①に不服があるとき)" --> C[国地方係争処理委員会] C -- "③ 勧告等の措置" --> A B -- "④ 関与に関する訴えの提起 (③の勧告等に不服があるとき等)" --> D[高等裁判所] A -- "②'不作為に関する訴えの提起 (地方公共団体が①に係る措置を講じないとき等)" --> D </pre>

